

## 陳 情 文 書 表

受理番号	30第16号	受理年月日	平成30年11月8日
陳情者	[REDACTED]		
件名	介護タクシーに関する陳情		

### 【陳情の趣旨】

平成30年2月5日、目黒区は、福祉タクシー利用者に対して、「平成30年3月31日で、リフト付き福祉タクシー制度を廃止する旨の通知書」を送付してきました。

そして、2回の「説明会」を開催し、利用者の要望や意見を聞きましたが、当初から「制度の廃止を前提にした説明会」に終始しました。

このように、利用者の切実な意見や要望に耳を傾けず、一方的な行政の進め方に対して、大きな憤りを感じさせられました。

このため、私たちは、8月26日（日）、福祉タクシー利用者が集まり、それぞれが生活を営む上で抱えている課題・悩みや解決してほしい課題などを出し合う懇談会を開催し、この懇談会での主な要望や意見は、次のとおりです。

(1) この事業には、財源がかかるかもしれません、この制度が利用者にとっては「生活の基盤」であり、通院等で利用している者にとっては「命をつなぐ業の一つ」です。

(2) タクシーを必要としている要件は、毎日の通学や週1回の通院等ですが、介護タクシーになって、「午前中は、都合が悪い」や「近隣区でも、区内を主に運行しているので、目黒区まで運行できない」などで、利用を断られることがあります。

介護タクシーの運営は、主に、個人経営のため、安定して対応していただけないことに不安が募る日々です。子どもを介護しながら、手配の電話かけは、大変です。

都が、通学用（日常の授業のみで、校外学習などは除外）の送迎タクシーを運行することになりましたが、介護タクシー券の交付枚数を削減しないでください。

(3) 介護タクシー券の交付枚数は、年48枚までで、通院やリハビリの理由のみが、追加されます。この内容では、通院・通学・障害者団体の会議や行事参加、社会生活を充実させる個々の文化芸術・スポーツなどの観戦・鑑賞などが、保障されていません。

目黒区の「障害保健福祉の理念=基本的な考え方」は、下記のとおりです。

(1) 障害のある人のライフステージや障害特性に応じて、自ら望む生活のあり方を選択し、地域で暮らし続けていくための切れ目のないサービスが提供される体制を整備する。

- (2) 障害のある人が社会の一員として教育・就労の機会を得るとともに、学習・文化・スポーツ活動・地域活動等に参加し、充実した社会生活を送るために必要な情報保障やサービスを整備する。
- (3) 障害のある人との交流を促進し、社会参加の妨げとなる差別、偏見、物理的な障壁をなくし、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら生活していくまちづくりを実現する。
- (4) 障害のある児童の多様な支援ニーズにきめ細かく対応するとともに、適切なサービスを図ることなどで地域のサービスを横断的に相互活用し、各種の社会活動に障害のある人が積極的に参加できるような体制づくりを構築するため、この理念の具現化に努力することを表明しています。

#### 【陳情事項】

目黒区議会として、次の陳情事項の内容を審議していただき、制度を充実させるために採択され、目黒区が「車椅子利用者等の社会参加の足」を奪うことのないようにお力添えをしていただくよう切望いたします。

- 1 介護タクシー券の交付内容は、通院やリハビリのみの追加交付に限定せず、通学・社会参加活動や文化・芸術などを堪能することにも広げるとともに、社会生活がある程度充実し安心して営めるために、交付枚数や利用内容を制限しないでください。
- 2 介護タクシーの利用料は、家庭経済に高額な負担となっています。そして、生活を営むことが困難になるため、利用することを制限せざるを得ませんので、利用料金の60%を補助してください。
- 3 「料金の請求額や補助券の取り扱いが異なること」や「契約会社に利用を依頼しても、契約していない会社から配車されること」などがありますので、目黒区は介護タクシー会社に誠実な運行を促すよう、指導・助言をしてください。